

| | | |
|--|--------|---|
| <p>○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p> | 目次 | 岡山県公報 |
| <p>総務学事課</p> | 担当課（室） | 発行 岡山県 |
| | 目次 |  |
| | 担当課（室） | |

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十二号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「既存住宅等（）」を「耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅（一）に、（二）及び（三）を「第六十九条の二第一項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として令で定める基準（同項において「耐震基準」という。）に適合するものとして令で定めるものをいう。同項において同じ。）及び（四）」に改め、同項各号中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第六十九条の五を削り、第六十九条の四を第六十九条の五とする。

第六十九条の三第四項中「前条第四項」を「第六十九条の二第四項」に改め、同条を第六十九条の四とする。

第六十九条の二第四項を次のように改める。

4 前条第四項及び第五項の規定は、第二項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項及び前項の場合における不動産取得税の減額及び当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

第六十九条の二第五項を削り、同条を第六十九条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第六十九条の二 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 知事は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予する。

3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づい

て、同項の規定によつて減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付する。

4 第六十七条第三項、第六十八条及び前条第三項の規定は、第二項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに前項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

5 第一項から第三項までの規定による申請又は申告は、規則で定める申請書又は申告書により、第一項の申請にあつては当該事実発生の日から六十日以内に、第二項の申告にあつては第一項の事実を証するに足る書類を添付して第六十二条の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際併せて、行わなければならない。

第六十九条の六の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第一項中「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」に改め、「農地保有合理化法人又は」を削り、「(以下この条)」を「又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構(以下この項及び第三項)」に、「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に、「同法第四条第二項第一号」を「農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「(同条第一項)」を「又は同法第七条第一号に掲げる事業(それぞれ同法第四条第一項)」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改め、同条第三項中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改める。

第百十四条中「その」を「、その」に改め、「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第七条第一項中「平成二十七年」を「平成三十年」に改める。

附則第十条の二第二項及び第二項中「平成二十六年」を「平成二十九年」に改める。

附則第十二条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十四条の二の二中「前項」との下に「、同項」とあるのは「第一項」とを加え、「と」、「とする」とあるのは「とし」を削り、「金額」とするを「金額」とに改める。

附則第十四条の六中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項中「第六十九条の二第一項」の下に「、第六十九条の三第一項」を加える。

附則第十六条第一項中「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項」に、「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項」を「第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項」に改め、同条第三項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同条第四項中「第十七項第二号、第十九項若しくは第二十二項第一号」を「第十八項第二号、第二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条の四第三十項若しくは第三十一項」に改める。

附則第十七条第二項中「第六十九条の二第二項中「一年」を「同条第二項中「六月」に改める。

附則第十七条の三第三項及び第十七条の三の二中「第六十九条の二第二項」を「第六十九条の三第三項」に改める。

号外 岡山県公報 1日3月6年2平成

附則第十七条の五中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十八条第一項中「自家用」を「営業用」に、「で軽自動車」を「軽自動車」に、「（以外のもの」を「以下この項において同じ。」を除く。）及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「附則第二十条第四項」を「同条第四項」に、「に四分の一」を「に百分の二十」に改め、同項第一号イ(3)中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改め、「第四項」の下に「及び附則第二十一条の四」を加え、同条第三項中「に二分の一」を「に百分の四十」に改める。

附則第二十一条の四第一項中「第三項及び第四項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車（専らメタノール）」に、「メタノール」を「をいう。次項において同じ。」、混合メタノール自動車（メタノール）」に、「もの及び」を「ものをいう。同項において同じ。」及び「に、「第三項に」を「次項及び第四項第三号に」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日までに初めて」を「平成十五年三月三十一日までに最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項の表第七号第一項第一号イの項中「八、二〇〇円」を「八、六〇〇円」に、「九、三〇〇円」を「九、七〇〇円」に、「一〇、四〇〇円」を「一〇、九〇〇円」に、「一五、一〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「一七、二〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「一九、六〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二二、五〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、「二五、九〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「二九、九〇〇円」を「三一、二〇〇円」に、「四四、七〇〇円」を「四六、八〇〇円」に改め、同表第七号第一項第一号ロの項中「三二、四〇〇円」を「三三、九〇〇円」に、「三七、九〇〇円」を「三九、六〇〇円」に、「四三、四〇〇円」を「四五、四〇〇円」に、「四九、五〇〇円」を「五一、七〇〇円」に、「五六、一〇〇円」を「五八、六〇〇円」に、「六三、八〇〇円」を「六六、七〇〇円」に、「七三、一〇〇円」を「七六、四〇〇円」に、「八四、一〇〇円」を「八七、九〇〇円」に、「九六、八〇〇円」を「一〇一、二〇〇円」に、「一二二、一〇〇円」を「一二七、六〇〇円」に改め、同表第七号第一項第四号イの項中「四、九〇〇円」を「五、一〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、九〇〇円」に改め、同表第七号第一項第五号ロ(4)の項中「二五、九〇〇円」を「二七、一〇〇円」に、「三〇、三〇〇円」を「三一、七〇〇円」に、「三四、七〇〇円」を「三六、三〇〇円」に、「三九、六〇〇円」を「四一、四〇〇円」に、「四四、八〇〇円」を「四六、九〇〇円」に、「五一、〇〇〇円」を「五三、三〇〇円」に、「五八、五〇〇円」を「六一、一〇〇円」に、「六七、三〇〇円」を「七〇、三〇〇円」に、「七七、四〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「九七、六〇〇円」を「一〇二、一〇〇円」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項」を「第五号ロ(4)」に、「附則第二十一条の四第一項の」を「これらの規定が附則第二十一条の四第一項又は第二項の」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年分の自動車税に係る第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもので新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

| 第七十七条第一項第一号イ | | 第七十七条第一項第一号ロ | | 第七十七条第一項第二号イ | |
|--------------|---------|--------------|---------|--------------|----------|
| 七、五〇〇円 | 八、二〇〇円 | 四〇、七〇〇円 | 四四、七〇〇円 | 一一一、〇〇〇円 | 一二二、一〇〇円 |
| 八、五〇〇円 | 九、三〇〇円 | 二九、五〇〇円 | 三二、四〇〇円 | 八八、〇〇〇円 | 九六、八〇〇円 |
| 九、五〇〇円 | 一〇、四〇〇円 | 二七、二〇〇円 | 二九、九〇〇円 | 七六、五〇〇円 | 八四、一〇〇円 |
| 一三、八〇〇円 | 一五、一〇〇円 | 二〇、五〇〇円 | 二二、五〇〇円 | 六六、五〇〇円 | 七三、一〇〇円 |
| 一五、七〇〇円 | 一七、二〇〇円 | 一七、九〇〇円 | 一九、六〇〇円 | 六一、五〇〇円 | 六八、八〇〇円 |
| 二〇、五〇〇円 | 二二、五〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 五一、〇〇〇円 | 五六、一〇〇円 |
| 二七、二〇〇円 | 二九、九〇〇円 | 四九、〇〇〇円 | 四九、五〇〇円 | 三八、五〇〇円 | 四三、四〇〇円 |
| 二九、五〇〇円 | 三二、四〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三七、九〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三九、五〇〇円 |
| 三九、五〇〇円 | 四三、四〇〇円 | 三九、〇〇〇円 | 四三、四〇〇円 | 三九、〇〇〇円 | 四三、四〇〇円 |
| 四〇、七〇〇円 | 四四、七〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 四四、七〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 四九、五〇〇円 |
| 五一、〇〇〇円 | 五六、一〇〇円 | 五一、〇〇〇円 | 五六、一〇〇円 | 五一、〇〇〇円 | 五六、一〇〇円 |
| 五八、〇〇〇円 | 六三、八〇〇円 | 五八、〇〇〇円 | 六三、八〇〇円 | 五八、〇〇〇円 | 六三、八〇〇円 |
| 六一、五〇〇円 | 六八、八〇〇円 | 六一、五〇〇円 | 六八、八〇〇円 | 六一、五〇〇円 | 六八、八〇〇円 |
| 七六、五〇〇円 | 八四、一〇〇円 | 七六、五〇〇円 | 八四、一〇〇円 | 七六、五〇〇円 | 八四、一〇〇円 |
| 八八、〇〇〇円 | 九六、八〇〇円 | 八八、〇〇〇円 | 九六、八〇〇円 | 八八、〇〇〇円 | 九六、八〇〇円 |
| 九、〇〇〇円 | 九、九〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 九、九〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 九、九〇〇円 |
| 一二、〇〇〇円 | 一三、二〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 一三、二〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 一三、二〇〇円 |
| 一五、〇〇〇円 | 一六、五〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一六、五〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一六、五〇〇円 |
| 一八、五〇〇円 | 二〇、三〇〇円 | 一八、五〇〇円 | 二〇、三〇〇円 | 一八、五〇〇円 | 二〇、三〇〇円 |
| 二二、〇〇〇円 | 二四、二〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二四、二〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二四、二〇〇円 |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| 第一百七十七条第一項第三号ロ(2) | | | | | 第一百七十七条第一項第三号ロ(1) | | | | | 第一百七十七条第一項第三号イ(2) | | | | | 第一百七十七条第一項第二号ロ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|---------|---------|---------|---------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|
| 六五、五〇〇円 | 五七、〇〇〇円 | 四九、〇〇〇円 | 四一、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 二二、五〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一七、五〇〇円 | 一四、五〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 六四、〇〇〇円 | 五七、〇〇〇円 | 五〇、五〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 三八、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 | 二六、五〇〇円 | 二〇、六〇〇円 | 一〇、二〇〇円 | 六、三〇〇円 | 四〇、五〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 二〇、五〇〇円 | 一六、〇〇〇円 | 一一、五〇〇円 | 八、〇〇〇円 | 一五、一〇〇円 | 七、五〇〇円 | 四、七〇〇円 | 二九、五〇〇円 | 二五、五〇〇円 |
| 七二、〇〇〇円 | 六二、七〇〇円 | 五三、九〇〇円 | 四五、一〇〇円 | 三六、三〇〇円 | 三一、九〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二四、七〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 一九、二〇〇円 | 一五、九〇〇円 | 一三、二〇〇円 | 七〇、四〇〇円 | 六二、七〇〇円 | 五五、五〇〇円 | 四八、四〇〇円 | 四一、八〇〇円 | 三五、二〇〇円 | 二九、一〇〇円 | 二二、六〇〇円 | 一一、二〇〇円 | 六、九〇〇円 | 四四、五〇〇円 | 三八、五〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二二、五〇〇円 | 一七、六〇〇円 | 一二、六〇〇円 | 八、八〇〇円 | 一六、六〇〇円 | 八、二〇〇円 | 五、一〇〇円 | 三二、四〇〇円 | 二八、〇〇〇円 |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| 第百七条第一項第五号イ(4) | | 第百七条第一項第五号ロ(3) | | 第百七条第一項第五号ハ(2) | | 第百七条第一項第五号ニ(1) | | 第百七条第一項第五号イ(4) | | 第百七条第一項第五号ロ(3) | | 第百七条第一項第五号ハ(2) | | 第百七条第一項第五号ニ(1) | | 第百七条第一項第四号イ | | 第百七条第一項第四号ロ | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|----------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 六一、二〇〇円 | 五三、二〇〇円 | 四六、四〇〇円 | 四〇、八〇〇円 | 三六、〇〇〇円 | 三一、六〇〇円 | 二七、六〇〇円 | 二三、六〇〇円 | 三五、九〇〇円 | 二二、九〇〇円 | 一四、五〇〇円 | 一八、七〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 一三、八〇〇円 | 六、四〇〇円 | 一一、三〇〇円 | 一七、七〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 二六、五〇〇円 | 一六、八〇〇円 | 一一、二〇〇円 | 一三、八〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 一〇、四〇〇円 | 五、三〇〇円 | 八、八〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 三、九〇〇円 | 六、七〇〇円 | 四、五〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 四、五〇〇円 | 八三、〇〇〇円 | 七四、〇〇〇円 |
| 六七、三〇〇円 | 五八、五〇〇円 | 五一、〇〇〇円 | 四四、八〇〇円 | 三九、六〇〇円 | 三四、七〇〇円 | 三〇、三〇〇円 | 二五、九〇〇円 | 三九、四〇〇円 | 二五、一〇〇円 | 一五、九〇〇円 | 二〇、五〇〇円 | 三三、〇〇〇円 | 一五、一〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 一二、四〇〇円 | 一九、四〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 二四、二〇〇円 | 二九、一〇〇円 | 一八、四〇〇円 | 一二、三〇〇円 | 一五、一〇〇円 | 二四、二〇〇円 | 一一、四〇〇円 | 五、八〇〇円 | 九、六〇〇円 | 六、六〇〇円 | 四、二〇〇円 | 七、三〇〇円 | 四、九〇〇円 | 六、六〇〇円 | 四、九〇〇円 | 九一、三〇〇円 | 八一、四〇〇円 |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 第七十七条第一項第五号ロ(5) | 七〇、四〇〇円 | 七七、四〇〇円 |
| | 八八、八〇〇円 | 九七、六〇〇円 |
| | 三〇、〇〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| | 三五、〇〇〇円 | 三八、五〇〇円 |
| | 二四、〇〇〇円 | 二六、四〇〇円 |
| 第七十七条第四項第一号イ | 一五、三〇〇円 | 一六、八〇〇円 |
| | 八、六〇〇円 | 九、四〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 六、九〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 四、一〇〇円 |
| | 四、七〇〇円 | 五、二〇〇円 |
| 第七十七条第四項第二号イ | 六、三〇〇円 | 六、九〇〇円 |
| | 八、〇〇〇円 | 八、八〇〇円 |
| | 五、二〇〇円 | 五、七〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 六、九〇〇円 |
| | 八、〇〇〇円 | 八、八〇〇円 |

附則第二十一条の四第四項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「この号」の下に「及び第六項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので省令で定めるものをいう。第六項第三号において同じ。」を加え、同項第四号中「次項及び第六項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

| | | |
|--------------|---------|---------|
| 第七十七条第一項第一号イ | 七、五〇〇円 | 四、〇〇〇円 |
| | 八、五〇〇円 | 四、五〇〇円 |
| | 九、五〇〇円 | 五、〇〇〇円 |
| | 一三、八〇〇円 | 七、〇〇〇円 |
| | 一五、七〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| | 一七、九〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| | 二〇、五〇〇円 | 一〇、五〇〇円 |
| | 二三、六〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| | 二七、二〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | 四〇、七〇〇円 | 二〇、五〇〇円 |
| | 二九、五〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| 第百七条第一項第三号イ(1) | | | | 第百七条第一項第二号ロ | | | | 第百七条第一項第二号イ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---------|---------|---------|-------------|---------|--------|---------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 二〇、〇〇〇円 | 一七、五〇〇円 | 一四、五〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 二〇、六〇〇円 | 一〇、二〇〇円 | 六、三〇〇円 | 四〇、五〇〇円 | 三五、〇〇〇円 | 三〇、〇〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 二〇、五〇〇円 | 一六、〇〇〇円 | 一一、五〇〇円 | 八、〇〇〇円 | 一五、一〇〇円 | 七、五〇〇円 | 四、七〇〇円 | 二九、五〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 一八、五〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 六、五〇〇円 | 一一一、〇〇〇円 | 八八、〇〇〇円 | 七六、五〇〇円 | 六六、五〇〇円 | 五八、〇〇〇円 | 五一、〇〇〇円 | 四五、〇〇〇円 | 三九、五〇〇円 | 三四、五〇〇円 | |
| 一〇、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 七、五〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 一〇、五〇〇円 | 五、五〇〇円 | 三、二〇〇円 | 二〇、五〇〇円 | 一七、五〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一〇、五〇〇円 | 八、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 | 八、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 | 二、四〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 | 九、五〇〇円 | 七、五〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 四、五〇〇円 | 三、五〇〇円 | 五五、五〇〇円 | 四四、〇〇〇円 | 三八、五〇〇円 | 三三、五〇〇円 | 二九、〇〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 二二、五〇〇円 | 二〇、〇〇〇円 | 一七、五〇〇円 |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第百七条第一項第五号イ(2) | 一三、八〇〇円 | 七、〇〇〇円 |
| | 二二、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| 第百七条第一項第五号イ(1) | 一〇、四〇〇円 | 五、五〇〇円 |
| | 五、三〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 第百七条第一項第四号ロ | 八、八〇〇円 | 四、五〇〇円 |
| | 六、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| | 三、九〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| | 六、七〇〇円 | 三、五〇〇円 |
| | 四、五〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| | 六、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| | 四、五〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| | 八三、〇〇〇円 | 四一、五〇〇円 |
| | 七四、〇〇〇円 | 三七、〇〇〇円 |
| | 六五、五〇〇円 | 三三、〇〇〇円 |
| 第百七条第一項第三号ロ(2) | 五七、〇〇〇円 | 二八、五〇〇円 |
| | 四九、〇〇〇円 | 二四、五〇〇円 |
| | 四一、〇〇〇円 | 二〇、五〇〇円 |
| | 三三、〇〇〇円 | 一六、五〇〇円 |
| | 二九、〇〇〇円 | 一四、五〇〇円 |
| | 二五、五〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| | 二二、五〇〇円 | 一一、五〇〇円 |
| | 二〇、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| | 一七、五〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| | 一四、五〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| 第百七条第一項第三号ロ(1) | 一二、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 六四、〇〇〇円 | 三二、〇〇〇円 |
| | 五七、〇〇〇円 | 二八、五〇〇円 |
| | 五〇、五〇〇円 | 二五、五〇〇円 |
| | 四四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | 三八、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円 |
| | 三二、〇〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | 二六、五〇〇円 | 一三、五〇〇円 |
| | 二九、〇〇〇円 | 一四、五〇〇円 |
| | 二五、五〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| 第百七条第一項第三号イ(2) | 二二、五〇〇円 | 一一、五〇〇円 |
| | 二五、五〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| | | |
|----------------|---------|---------|
| 第百七条第四項第一号ハ | 四、七〇〇円 | 二、三〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、八〇〇円 |
| 第百七条第四項第一号ロ | 三、七〇〇円 | 一、八〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 三、二〇〇円 |
| 第百七条第三項 | 二九、五〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | 七、五〇〇円 | 四、〇〇〇円 |
| 第百七条第一項第五号ロ(5) | 八、六〇〇円 | 四、五〇〇円 |
| | 一五、三〇〇円 | 八、〇〇〇円 |
| | 二四、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| | 三五、〇〇〇円 | 一七、五〇〇円 |
| | 三〇、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| | 八八、八〇〇円 | 四四、五〇〇円 |
| | 七〇、四〇〇円 | 三五、五〇〇円 |
| | 六一、二〇〇円 | 三一、〇〇〇円 |
| | 五三、二〇〇円 | 二七、〇〇〇円 |
| | 四六、四〇〇円 | 二三、五〇〇円 |
| 第百七条第一項第五号ロ(4) | 四〇、八〇〇円 | 二〇、五〇〇円 |
| | 三六、〇〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | 三一、六〇〇円 | 一六、〇〇〇円 |
| | 二七、六〇〇円 | 一四、〇〇〇円 |
| | 二三、六〇〇円 | 一二、〇〇〇円 |
| | 三五、九〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | 一二、九〇〇円 | 一一、五〇〇円 |
| | 一四、五〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| | 一八、七〇〇円 | 九、五〇〇円 |
| | 三〇、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 |
| 第百七条第一項第五号イ(4) | 一三、八〇〇円 | 七、〇〇〇円 |
| | 六、四〇〇円 | 三、五〇〇円 |
| | 一一、三〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 一七、七〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| | 二五、五〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| | 二二、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円 |
| | 二六、五〇〇円 | 一三、五〇〇円 |
| | 一六、八〇〇円 | 八、五〇〇円 |
| | 一一、二〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 一、二〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| 第百七条第一項第五号イ(3) | 一六、八〇〇円 | 八、五〇〇円 |
| | 二六、五〇〇円 | 一三、五〇〇円 |
| | 一一、二〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 一六、八〇〇円 | 八、五〇〇円 |
| | 二六、五〇〇円 | 一三、五〇〇円 |
| | 一一、二〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 一六、八〇〇円 | 八、五〇〇円 |
| | 二六、五〇〇円 | 一三、五〇〇円 |
| | 一一、二〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 一六、八〇〇円 | 八、五〇〇円 |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| | | | |
|--------------|--------|--------|--------|
| | | 六、三〇〇円 | 三、二〇〇円 |
| 第一百七条第四項第二号イ | | 八、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 |
| 第一百七条第四項第二号ロ | | 五、二〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| 第一百七条第四項第二号ハ | | 五、二〇〇円 | 二、六〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | | 三、二〇〇円 |
| | 八、〇〇〇円 | | 四、〇〇〇円 |

附則第二十一条の四第五項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第七項中「第三項、第四項（」を「第四項及び第五項（これらの規定を」に、「又は第五項（前項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「並びに第六項及び第七項」に、「第二項の」を「第三項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「前項の」を「第五項の」に改め、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第六項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」と、「百分の百十」とあるのは「」に、「前項中」を「第五項中」に改め、「第三項第四号に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同項の前に次の二項を加える。

6 次に掲げる自動車に対する第一百七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該自動車は平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの

| 第百七条第一項第一号イ | | 第百七条第一項第一号ロ | | 第百七条第一項第二号イ | |
|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|
| 七、五〇〇円 | 二、〇〇〇円 | 八、五〇〇円 | 二、五〇〇円 | 一五、一〇〇円 | 四、〇〇〇円 |
| 九、五〇〇円 | 二、五〇〇円 | 一三、八〇〇円 | 三、五〇〇円 | 七、五〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| 一五、七〇〇円 | 四、〇〇〇円 | 一七、九〇〇円 | 四、五〇〇円 | 四、七〇〇円 | 一、二〇〇円 |
| 二〇、五〇〇円 | 五、五〇〇円 | 二七、二〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 二九、五〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| 二七、二〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 二〇、七〇〇円 | 七、〇〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 六、五〇〇円 |
| 三三、六〇〇円 | 六、〇〇〇円 | 二九、五〇〇円 | 七、五〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 五、五〇〇円 |
| 三九、五〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 三四、五〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 一八、五〇〇円 | 五、〇〇〇円 |
| 四五、〇〇〇円 | 一一、五〇〇円 | 三九、五〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 |
| 五一、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 四五、〇〇〇円 | 一一、五〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 五八、〇〇〇円 | 一四、五〇〇円 | 五一、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| 六六、五〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 五八、〇〇〇円 | 一四、五〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| 七六、五〇〇円 | 一九、五〇〇円 | 六六、五〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 六、五〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| 八八、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 七六、五〇〇円 | 一九、五〇〇円 | 九、〇〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| 一一一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 八八、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 一二、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| | | 一一一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 |
| | | 一二、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 | 一八、五〇〇円 | 五、〇〇〇円 |
| | | 一五、〇〇〇円 | 四、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | 五、五〇〇円 |
| | | 一八、五〇〇円 | 五、〇〇〇円 | 二五、五〇〇円 | 六、五〇〇円 |
| | | 二二、〇〇〇円 | 五、五〇〇円 | 二九、五〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| | | 二五、五〇〇円 | 六、五〇〇円 | 三三、六〇〇円 | 八、五〇〇円 |
| | | 二九、五〇〇円 | 七、五〇〇円 | 三九、五〇〇円 | 九、五〇〇円 |
| | | 三三、六〇〇円 | 八、五〇〇円 | 四五、〇〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 |
| | | 三九、五〇〇円 | 一〇、〇〇〇円 | 五一、〇〇〇円 | 一一、五〇〇円 |
| | | 四五、〇〇〇円 | 一一、五〇〇円 | 五八、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 |
| | | 五一、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円 | 六六、五〇〇円 | 一四、五〇〇円 |
| | | 五八、〇〇〇円 | 一四、五〇〇円 | 七六、五〇〇円 | 一七、〇〇〇円 |
| | | 六六、五〇〇円 | 一七、〇〇〇円 | 八八、〇〇〇円 | 一九、五〇〇円 |
| | | 七六、五〇〇円 | 一九、五〇〇円 | 一一一、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 |
| | | 八八、〇〇〇円 | 二二、〇〇〇円 | | |
| | | 一一一、〇〇〇円 | 二八、〇〇〇円 | | |

平成26年3月31日 岡山県公報 号外

| | | |
|-----------------|---------|---------|
| 第七十七条第一項第五号ロ(5) | 五三、二〇〇円 | 一三、五〇〇円 |
| | 六一、二〇〇円 | 一五、五〇〇円 |
| | 七〇、四〇〇円 | 一八、〇〇〇円 |
| | 八八、八〇〇円 | 二二、五〇〇円 |
| | 三〇、〇〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| | 三五、〇〇〇円 | 九、〇〇〇円 |
| | 二四、〇〇〇円 | 六、〇〇〇円 |
| | 一五、三〇〇円 | 四、〇〇〇円 |
| | 八、六〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| | 七、五〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| 第七十七条第三項 | 二九、五〇〇円 | 七、五〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 一、六〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 四、七〇〇円 | 一、二〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 一、六〇〇円 |
| | 八、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| | 五、二〇〇円 | 一、三〇〇円 |
| | 五、二〇〇円 | 一、三〇〇円 |
| 第七十七条第四項第二号イ | 八、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 一、六〇〇円 |
| | 四、七〇〇円 | 一、二〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| 第七十七条第四項第一号ハ | 八、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 一、六〇〇円 |
| | 四、七〇〇円 | 一、二〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| 第七十七条第四項第一号イ | 八、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| | 六、三〇〇円 | 一、六〇〇円 |
| | 四、七〇〇円 | 一、二〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |
| | 三、七〇〇円 | 一、〇〇〇円 |

7 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの(前項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二十五条第一項中「第五項」を「第四項」に改め、同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 次項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 改正前の第六十九条の六の規定は、同条第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条において「農地保有合理化法人等」という。))が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第百二号)附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人(以下この条において「旧農地保有合理化法人」という。))が同条に規定する旧農地保有合理化事業(同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)(以下この項において「旧基盤強化法」という。))と、「の実施により令」とあるのは「に限る。」の実施により令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「当該農地保有合理化法人等」とあるのは「当該旧農地保有合理化法人」と、同条第三項中「農地保有合理化法人等」とあるのは「旧農地保有合理化法人」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

5 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、自動車取得税の税率を引き下げ、環境への負担の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置を拡充するとともに、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置を拡充する等所要の改正を行うものである。